

## 「国のかたち」を探る——2004年度後期財政学定期試験問題——

## 真鍋 能章

以下の $\alpha \sim \delta$ の各群から、まず、1群につき少なくとも1章分、合計で5章分の《問題》と《解答》を選びなさい。そして次に、私が選択した立場（立場1～5）に対する「肯定とその根拠」、「否定とその根拠」の両者を述べなさい。

ただし、あなたが肯定・否定を論ずるにあたっては、矛盾する主張を行ってはならない。また、採点にあたっては、肯定・否定の両者を論じた答案を1章分につき20点の配点とし、部分点は考慮しないものとする。

図／立場の分布

		現 実 認 識		
		a	b	
政 策 対 応	c	立場 1	立場 2	立場 5
	d	立場 3	立場 4	

◆ 各章の《問題》は、図に見るように、現実がどうあるかを問う「現実認識」についての選択肢（a, b）と、政策がどうあるべきかを問う「政策対応」についての選択肢（c, d）とからできている。両者を組み合わせると、「いずれでもない」という解（立場5）も含め、選択対象となる立場は5個存在する。なお、ここでは、「いずれでもある」という解は、選択しないものとする。

◆ 各章の《解答》は、私が選択した立場（立場1～5）とその根拠（原因や理由）を示すものである。例えば〈立場4を選択〉の場合、以下の決断の過程を経たものであるので、答案の作成にあたって、まずはこの過程を確認して欲しい。

- ① なぜaではなく、なぜbであるのか。
- ② なぜcではなく、なぜdであるのか。
- ③ bかつd、dかつbで、何を主張するのか。
- ④ 立場4は、残りの各立場に比して、どの点で優位なのか。

第1章；転位効果（ $\alpha$ 群 歳出論）

## 《 問 題 》

- （現実認識） わが国で予算を決定するものは国会か、それとも内閣か。
- （政策対応） 歳出構造は、租税収入でつくられるべきか、それとも公債発行をも認めるべきか。

		予 算 決 定 者	
		国 会	内 閣
歳 出 構 造	租 税	立 場 1	立 場 2
	租 税 と 公 債	立 場 3	立 場 4

立場 5

## 《 角 卒 答 》

＜立場 4 を選択＞

① わが国で予算を決定するものは、国会ではなく、内閣である。国会は予算の議決権を有するが、衆議院の多数派が首相を指名するのであるから、そのような内閣が提出する予算案が否決されることは通常はなく、また国会による予算案修正の実績もわずかである。わが国では、予算案を実際に編成するのは各省庁の役人であり（ここに与党の政治家も介入する）、各大臣の権限は限られているが、このことは、内閣による予算決定を否定するものではない。

② 歳出構造は、租税収入だけではなく、租税収入と公債発行でつくられるべきである。まず、K. マルクスが資本主義と呼ぶ社会の国家すなわち無産国家の財源の中心が、租税であることは疑いない。他方、景気が循環する下で、今や財源の不足や景気対策は避けられないのであるから、この範囲の国債発行は認められるべきであろう。ただし、財政法が認める「建設国債」は公共事業等の財源とされる国債、年々の特別の法律によって認められる「赤字国債（特例国債）」は經常歳入の不足を補う国債である。高い水準の民間投資がもはや期待できない現代において、公共事業を高い水準で行う理由や行政を年々拡充する理由はもはや存在しない。

③ 立場 4 は、予算を決定するものは内閣である、歳出構造は租税収入と公債発行でつくられるべきであるとすることによって、政府支出の飛躍的上昇を生んだわが国における国債の機能を限定せよと主張するものである。

④ 立場 4 は、予算を決定するものは国会である、あるいは歳出構造は租税収入でつくられるべきであるとする他の立場と比して、長期にわたる資本蓄積ではなく、時々景気の循環が経済状態を左右する時代の内閣の役割を認識するが故に、優位である。

第2章；移転的経費（ $\alpha$ 群 歳出論）

## 《 問 題 》

（現実認識）	一般会計予算が地方公共団体等や他会計（特別会計、政府関係機関）へ配分されるのは、各省が支配統制するためか、それとも各省が国レベルの政策を実行するためか。
（政策対応）	内政を地方公共団体が担うとき、財源を地方公共団体に委譲すべきか、それとも意志決定を地方公共団体が行うべきか。

		予 算 配 分		
		支配統制	政策実行	
内 政 担 当	財 源 委 譲	立場 1	立場 2	立場 5
	権 限 委 譲	立場 3	立場 4	

## 《 角 塚 答 》

## ＜ 立場 1 を 選 択 ＞

① 一般会計予算が配分されるのは、国レベルの政策を実行するためではなく、支配統制のためである。当初予算のうちで、補助費・委託費（社会保険費、義務教育費国庫負担金、社会福祉費など）は3割近くを占め、他会計への繰入（国債、交付税・譲与税、厚生保険〔年金〕、道路整備、国立学校の各特別会計など）は約6割を占める。地方団体や地方住民は、これらの経費の削減に反対して、国レベルの政策を擁護しようとするところがあるにもかかわらず、巨額の長期債務残高（2002年度536兆円）は、既存の体制がその支配統制を維持しようとして発生させたものである。

② 内政を地方公共団体が担うとき、意思決定ではなく、財源を地方公共団体に委譲すべきである。法定受託事務の制度が新たにつくられたが、機関委任事務の制度は廃止されたので、地方公共団体が遂行したかつての国の事務の範囲は縮小した。他方、なお存続する国庫負担金の制度は、国と地方公共団体相互の利益と呼ぶ限り、地方行政の自主的な運営を確保し、行政責任を明確化することはできない。国庫負担金は、地方財政法上のその地位を改めて極力地方税化し、地方交付税によって調整されるべきものである。

③ 立場①は、支配統制のためである、財源を地方公共団体に委譲すべきであるとすることによって、もともと国レベルの政策であった移転的経費も、社会の成熟段階を無視するならば、単なる支配統制のためのものに転化すると主張するものである。

④ 立場①は、国レベルの政策を実行するためである、あるいは権限を地方公共団体に委譲すべきであるとする他の立場と比して、事務と財源が自覚的に配分された国家は今や財政破綻に直面しつつあると認識するが故に、優位である。

第3章 ; ナショナル・ミニマム ( $\alpha$ 群 歳出論)

《 問 題 》

(現実認識)	国民の願いは、日本のコメを食べたいという所にあるのか、それとも日本の水田を守りたいという所にあるのか。
(政策対応)	農業における歴史の進歩は、集権化の政策の側にあるはずか、それとも分権化の政策の側にあるはずか。

		国民の願い		
		コメ	水田	
歴史の進歩	集権政策	立場1	立場2	立場5
	分権政策	立場3	立場4	

## 《 角 答 》

< 立場 3 を選択 >

① 国民の願いは、水田を守りたいではなく、コメを食べたいという所にある。コメ供給能力が1967～69米穀年度には過剰となり、「食糧確保」のスローガンが遠い過去のものとなった現代においては、消費者には水田を守らねばならないという思いはない。他方、グルメになった消費者の日本のコメを食べたいという欲求は強いが、それは和食の場合に限られており、そのコメは必ずしも国産米とは限らないであろう。

② 農業における歴史の進歩は、集権化政策ではなく、分権化政策の側にある。すでに廃止されたが、コメの需給・価格・流通の3面を政府の管理下に置いた食糧管理法（1942年制定）は、コメ不足下でこそ、うまく機能するものであった。これに対して1994年に公布された食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）は、自主流通米を基本として、政府の操作を備蓄運営とミニマム・アクセス輸入（1999年からは関税化の特別措置）に限定したが、なおコメの安定供給をその目的に掲げている（第2条）。このような目的は、現実には、コメの過剰な供給能力を支える政府の政策（生産調整助成金、在庫積増し、補てん金制度）を合理化するものであり、廃止されるべきものである。

③ 立場3は、国民の願いはコメを食べたいという所にある、農業における歴史の進歩は分権化政策の側にあるとすることによって、誤って理解されたナショナル・ミニマム（国民生活の最低限度）から「コメの安定供給」を追放し、消費者をコメ政策の主役とせよと主張するものである。

④ 立場3は、水田を守りたいにある、あるいは集権化政策の側にあるとする他の立場と比して、コメ供給能力が長期にわたって過剰であることを認識するが故に、優位である。

第4章；租税原則（β群 租税論）

《 問 題 》

(現実認識)	わが国で課税は、税収を確保するようあるいは税負担を公平に配分するよう行われているか、それとも税が市場での選択を歪めることのないよう行われているか。
(政策対応)	課税ベースは、所得あるいは資産に置かれるべきか、それとも消費に置かれるべきか。

		課 税 考 慮	
		税収確保・公平	中 立
課 税 ベ ー ス	所 資 得 産	立場 1	立場 2
	消 費	立場 3	立場 4

立場 5

## 《 解 答 》

## ＜立場1を選択＞

① わが国で課税は、税が市場での選択を歪めることがないようではなく、税収を確保するよう・税負担を公平に配分するよう行われてきた。法人税と並んで税収の中心であった高度の累進所得税は、労働の価値を個別に評価することのない年功序列制賃金下において、税収の確保や垂直的公平の実現に寄与したように思われる。他方、重い所得税は勤労意欲を阻害する、すなわち労働市場の中立性を侵害するといわれてきたが、実際には、サラリーマンなどは所得税の増減税によって働き方を変えたりはしなかった。

② 課税ベースは、消費にではなく、所得や資産に置かれるべきである。もし、所得が全額消費されるならば、課税ベースは所得であっても消費であっても大した違いはないように見えるが、わが国では所得の全体が消費されることはなく、労働者の多くが貯蓄を遺産として残している。このため、グローバル化が進展する下、社会保障費の増大や地方財源の不足に対応できる増税策は消費税増税であろうが、消費に負担を求めることへの抵抗は強い。現在、国税収入の2割ほどを占めている消費税の増税が、フランスやドイツのような付加価値税中心の租税構造をもたらすことはないように思われる。

③ 立場1は、課税は税収を確保するよう・税負担を公平に配分するよう行われている、課税ベースは所得や資産に置かれるべきであるとするこによって、直接税中心の租税構造の下では、税を財源に補助を受ける者が税を納める者よりも良い生活をするのは公平ではないと主張するものである。

④ 立場1は、課税は税が市場での選択を歪めることがないよう行われている、あるいは課税ベースは消費に置かれるべきであるとする他の立場と比して、遺産を残す日本人の特有な消費と貯蓄の行動を前提するが故に、優位である。

第5章；累進負担（ $\beta$ 群 租税論）

## 《 問 題 》

（現実認識）	所得水準の上昇とともに、所得格差は拡大したか、それとも縮小したか。
（政策対応）	社会保険料を含む租税などの諸負担の体系に、累進構造は必要か、それとも累進構造は必要ではないか。

		所 得 格 差	
		拡 大	縮 小
負 担 体 系	累 進 構 造	立場 1	立場 2
	非 累 進 構 造	立場 3	立場 4

立場 5

## 《 角 答 》

## ＜ 立場 4 を 選 択 ＞

① 所得水準の上昇とともに、所得格差は拡大したのではなく、縮小した。支出総額に占める消費支出の構成比の低下とともに、高度経済成長期を経て、配偶者収入の収入階級別格差（第Ⅴ階級／第Ⅰ階級）は拡大したものの、実収入・勤め先収入・世帯主収入のいずれの収入階級別格差も1960年の5倍近くから2002年の3倍前後へと縮小した。1990年を頂点とするバブルの崩壊後、格差の拡大について論じられているが、戦後過程を通じてこれらの収入階級別格差が拡大したとは誰も主張できないであろう。

② 諸負担の体系に、累進構造は必要ではなく、累進構造は不必要である。わが国における総合の累進構造（2002年：第Ⅰ階級7.6%～第Ⅴ階級11.9%）は意図されたものではなく、所得税や住民税の負担の累進構造（2002年：第Ⅰ階級1.0%～第Ⅴ階級4.8%）が効いたために、結果として累進負担の構造となったに過ぎない。所得税や住民税は、主として自己の労働から生じた所得に掛かる直接税であり、もし、直接税を減税し間接税を増税するならば、総合での累進負担の構造はいくらでも崩すことができよう。

③ 立場4は、所得水準の上昇とともに所得格差は縮小した、諸負担の体系に累進構造は必要ではないとすることによって、貧富の蓄積が進んだとはとてもいえない、生活費に金がかからなくなった社会において、過度の累進構造を維持する必然性はないと主張するものである。

④ 立場4は、所得水準の上昇とともに所得格差は拡大した、あるいは諸負担の体系に累進構造は必要であるとする他の立場と比して、税が資産の価格を歪めてはならないように、雇用の多様化、転職率の上昇など労働市場が流動化する下では、労働の価格もまた歪められてはならないと認識するが故に、優位である。

第6章；政策税制（ $\beta$ 群 租税論）

## 《 問 題 》

（現実認識）	税負担の特別な軽減や加重は、行われているか、それとも行われていないか。
（政策対応）	ある目的のために税を政策的に利用することは、認められるべきか、それとも認められるべきではないか。

		軽 減 ・ 加 重	
		有 り	無 し
政策的利用	容 認	立場 1	立場 2
	否 認	立場 3	立場 4

立場 5

## 《 角 卒 答 》

< 立場 1 を選択 >

① 税負担の特別な軽減や加重は、行われていないではなく、行われている。わが国で軽減や加重は、租税特別措置法が認めているだけではなく、法人税法や所得税法などの本法でも行われている。租税特別措置法上の特別償却、準備金、特別税額控除（以上、法人税）と分離課税、税額の特別控除（以上、所得税）、本法における引当金（法人税）と所得控除（所得税）など。近代化投資と貯蓄奨励のために利用された高度経済成長期の租税特別措置は、上場企業の自己資金の不足が解消した現代においてはその適用が制限され、その目的もまた試験研究税制、IT促進税制、住宅ローン控除などと多様化しつつある。

② ある目的のために税を政策的に利用することは、認められるべきではないではなく、認められるべきである。所得税において所得控除のかたちで家族の扶養義務を考慮することは、正当な範囲においては担税力の単なる調整であるが、共稼ぎ世帯の増加などを無視するならば政策税制と非難されよう。他方、市場の外部でマイナスの影響を経済主体に与える「負の外部性」を抑制する特別な加重（環境税）、経済的価値の移転を伴う行為の時価認識を先送りする特別な軽減（企業組織再編税制）などが期待されている。

③ 立場 1 は、特別な軽減や加重は行われており、政策的に利用することは認められるべきだとすることによって、経済構造の改革など変化した政策目的のために租税特別措置を利用して良いと主張するものである。

④ 立場 1 は、税負担の特別な軽減や加重は行われていない、あるいはある目的のために税を政策的に利用することは認められるべきではないとする他の立場と比して、税の政策的利用を税収の確保や税負担の配分の機能から区別するが故に、優位である。

第7章；地方自治（γ群 地方財政論）

《 問 題 》

(現実認識)	地方公共団体の現段階を特徴づけるものは、公務員数の動向か、それとも歳出額の動向か。
(政策対応)	日本の自治が必要としているものは、事務の権限や財源を獲得することか、それとも国による統制を減らしてその自主性を高めることか。

		現 段 階	
		公務員数	歳出額
自 治	権 限 源 ・ 委 財 譲	立場 1	立場 2
	規 制 緩 和	立場 3	立場 4

立場 5

《 角 答 》

＜立場3を選択＞

① 地方公共団体の現段階を特徴づけるものは、歳出額の動向ではなく、公務員数の動向である。国に対する地方の倍率は、歳出額（1950年度0.83倍→1995年度1.38倍）よりも公務員数（1950年1.51倍→1995年6.53倍）の方が変化は大きく、地方公共団体は金で仕事をするよりも、人で仕事をする傾向にある。ちなみに、地方公共団体のうちで比重を高めているのは、歳出額でも公務員数でも、都道府県ではなく市町村である。

② 日本の自治が必要としているものは、事務の権限や財源を獲得することではなく、国による統制を減らしてその自主性を高めることである。わが国では、国家は上からつくられており、機関委任事務（現在の法定受託事務）や国庫負担金などのかたちで、その事務や財源を国と地方公共団体が共同で遂行し負担してきた。このため、事務の権限や財源はややもすると全国画一的に委譲されねばならないと考えられがちであるが、地方公共団体間で実際の規模と財政力は大きく異なる。わが国の自治が権限・財源を獲得するためには、先行して事務・財源両面での国による統制を減らし、都道府県を含む地方公共団体の合併が進められねばならない。

③ 立場3は、現段階を特徴づけるものは公務員数の動向であり、自治が必要としているものはその自主性を高めることであるとすることによって、地域間の資金配分などとは異なる行政の問題を、地方自治を論じるにあたって見落としてはならないと主張するものである。

④ 立場3は、現段階を特徴づけるものは歳出額の動向である、あるいは自治が必要としているものは権限や財源を獲得することであるとする他の立場と比して、強大な存在であった幕府に代えて上からつくられた国家とわが国を認識するが故に、優位である。

第8章；公務労働（γ群 地方財政論）

《 問 題 》

（現実認識）	地方自治体がおこなう、あれこれの公共サービスは、不足の状態に直面しているのか、それとも過剰の状態に直面しているのか。
（政策対応）	公共サービスの提供に従事する職員や教員などは、中央政府（国）のために働くべきか、それとも直接に地域社会のために働くべきか。

		地 方 自 治 体		
		不足状態	過剰状態	
職員・教員等	中央政府	立場 1	立場 2	立場 5
	地域社会	立場 3	立場 4	

## 《 角 答 》

< 立場 4 を選択 >

① あれこれの公共サービスは、不足の状態に直面しているのではなく、過剰の状態に直面している。国と地方公共団体の巨額の債務残高は、人々が負担する以上に受け取ることから生じたものであり、もし公共サービスが真に不足しているのならば、人々は貯蓄せずに納税することによって、政府に赤字を抱えさせたりはしないであろう。他方、わが国では、地域住民はその受け取る公共サービスを自ら負担するとは限らないので、公共サービスはタダで当然だという態度に見られるように、過剰は潜在的な過剰に留まる。

② 職員や教員などは、中央政府（国）のためではなく、直接に地域社会のために働くべきである。補助金や地方交付税の財源は、決して「住民」から集めたものとはいえず、また憲法は、決して公共サービスを地域社会（住民）に提供するとはしていない。このため、ややもすると職員や教員などは中央政府（国）のために働くことになりがちであり、現状の全国画一的に設計された地域社会の利益は別としても、このような態度が地域住民の満足最大化を妨げている。

③ 立場 4 は、あれこれの公共サービスは過剰の状態に直面している、職員や教員などは直接に地域社会のために働くべきであるとすることによって、今、公務員が全体に奉仕するとは、直接に地域社会のために働くことであって、公務労働者論がというような資本家と区別された国民に奉仕することではないと主張するものである。

④ 立場 4 は、あれこれの公共サービスは不足の状態に直面している、あるいは職員や教員などは国のために働くべきであるとする他の立場と比して、公共サービスにおける供給サイドの圧倒的な優位は不足がつくり出したものであると認識するが故に、優位である。

第9章；住民意思（ $\gamma$ 群 地方財政論）

## 《 問 題 》

（現実認識）	住民は、自治体行政を統制できるか、それとも統制できないか。
（政策対応）	住民が参加や公開を望むのは、基本決定にかかわる行政機関の内部過程か、それとも行政組織外の者との間の過程か。

		住 民 意 思	
		統制可能	統制不能
参 加 ・ 公 開	内 部 過 程	立 場 1	立 場 2
	外 部 過 程	立 場 3	立 場 4

立 場 5

## 《 角 答 》

## ＜立場 1 を選択＞

① 住民は、自治体行政を統制できないではなく、自治体行政を統制できる。たとえ地方議会には期待できなくとも、住民は近年、首長選挙や条例に基づく住民投票を通じて、しばしば民意を反映させようとしてきた。一方の首長選挙は行政を担う代表者を選ぶものであるので、間接民主主義のシステムである。だが、他方の住民投票は、憲法・地方自治法上は地方自治特別法に関するものと直接請求に基づくもの、合併特例法では合併協議会設置のためのものに限られており、原発・産廃処理場・公共事業等をめぐる住民投票は法的拘束力を持つものではない。わが国の統治の原理は、憲法が日本国民は代表者を通じて行動するというように間接民主主義であり、これを直接民主主義が補完している。

② 住民が参加や公開を望むのは、行政組織外の者との間の過程ではなく、基本決定にかかわる行政機関の内部過程である。1993年に成立した行政手続法は行政の執行活動（行政組織外の者との間の過程）をルール化するもの、1999年に成立した情報公開法は行政文書の公開を行うものである。これに対して、基本決定（各種の地域指定、政令・省令の制定、土地利用規制、公共事業の計画など）にかかわる内部過程を誰が担うべきかという、住民が関心を抱く問題の解決は、地方分権の進展に委ねられてきた。

③ 立場 1 は、統制できる、内部過程であるとすることによって、一般財源の割合が高まる下での自主的行財政運営のためには、政治の分権化を進めて住民意思をより反映させねばならないと主張するものである。

④ 立場 1 は、統制できない、あるいは外の者との間の過程であるとする他の立場と比して、わが国の間接民主主義もまた民主主義の統治原理であると認識するが故に、優位である。

第10章；国家独占（δ群 予算論）

《 問 題 》

(現実認識)	〔府県の財政規模＝普通会計歳出／県民所得〕 とすると、財政規模は、分子（歳出）の大きさが決定するのか、それとも分母（所得）の大きさが決定するのか。
(政策対応)	中央政府（国）や府県の経済政策は、市場における需要側面（買い手側）の政策であるべきか、それとも供給側面（売り手側）の政策であるべきか。

		財 政 規 模		
		普通会計歳出	県民所得	
経 済 政 策	需 要 側 面	立場 1	立場 2	
	供 給 側 面	立場 3	立場 4	

## 《 角 答 》

## ＜ 立場 4 を 選 択 ＞

① 財政規模は、歳出の大きさではなく、所得の大きさが決定した。都道府県財政は、対県民所得比で1955年度の9%未満から出発して1998年度の14%近くの水準にまで拡大する。この間、都道府県の普通会計歳出は1970年度から1998年度へ9.24倍、1975年度から1998年度へ3.80倍に拡大、これに対して県民所得は1970年度から1998年度へ6.65倍、1975年度から1998年度へ3.14倍に拡大した。政府規模の拡大については、公共選択派によってフィスカル・ポリシーやその失敗が原因としてあげられたにもかかわらず、我々の石油ショックの経験は、分子である普通会計歳出の伸び率の低下よりも、分母である県民所得の伸び率の低下の方が大きかったからだと思わせる。

② 経済政策は、市場における需要側面の政策ではなく、供給側面の政策であるべきである。総需要と比べて供給能力が過大となった平成不況下で政府は、供給側面における規制を意味する特殊法人や行政指導などの国家独占の政策から、供給側面に競争を導入する民営化と規制緩和の政策に転換せねばならなかった。これに対して、国は景気対策のために地方単独事業を利用もしてきたのだが、有効需要の創出策（これ以外に所得税減税なども行われた）においては、当初の支出が何倍になるかを示す公共投資の乗数効果が、地価が低下する下では顕在化しなかったといわれる。

③ 立場4は、財政規模は所得の大きさが決定し、経済政策は供給側面の政策であるべきとすることによって、規制から競争への供給側面における政策転換が資源の効率的な再配分を可能とすると主張するものである。

④ 立場4は、歳出の大きさが決定する、あるいは需要側面の政策であるべきであるとする他の立場と比して、大きな政府は長期債務を累積させると認識するが故に、優位である。

第11章；戦後財政（δ群 予算論）

《 問 題 》

(現実認識)	現代の租税国家は、福祉国家か、それとも企業国家あるいは銀行国家か。
(政策対応)	現代国家の財源は、租税あるいは社会保険料であるべきか、それとも財政投融资資金や料金もまた認められるべきか。

		現代国家		
		福祉国家	企業・銀行国家	
財源	租税社・保料	立場 1	立場 2	立場 5
	財投・資料金	立場 3	立場 4	

## 《 角 答 》

< 立場 2 を選択 >

① 現代の租税国家は、福祉国家や企業国家ではなく、銀行国家である。中曽根行政改革を経て、ある論者のいう福祉国家については、一般会計に占める補助金の比重が1975年度をピークに低下し、企業国家については国鉄・電々・専売の三公社が1985年から87年にかけて民営化された。他方、銀行国家については、2001年度の預託義務の廃止以降その規模は縮小したとはいえ、財政投融资資金が今なお地方公共団体や政府系金融機関、特殊法人に流れている。

② 現代国家の財源は、財政投融资資金ではなく、租税・社会保険料（あるいは、料金も認めても良い）であるべきである。わが国の福祉国家（定義は異なる）は、失業・労災・医療・年金・介護の社会保険制度によってつくられたものである。そこには、税が国庫負担の形で投入されるとはいえ、国税に匹敵する規模にまで成長した社会保険料（2001年度56兆円）が重要な役割を果たしている。他方、財政投融资の資金を、一般会計外の公企業や地方公共団体の会計に投入しても、いまや投入先は赤字で苦しんでいるのであるから、貸し付けた資金を順調に回収することはできない。

③ 立場 2 は、銀行国家で、租税・社会保険料（あるいは料金）であるべきとすることによって、現代の財政問題は、財政投融资の一般会計化ではなく、地方公共団体や他会計に資金を移転する一般会計そのものに存在すると主張するものである。

④ 立場 2 は、福祉国家や企業国家である、あるいは財政投融资資金であるべきであるとする他の立場と比して、郵便貯金などが財政投融资や一般会計の資金を引き受けることが、国民を自ら負担することなく受け取る存在にしたと認識するが故に、優位である。

第12章；国民国家（δ群 予算論）

《 問 題 》

(現実認識)	主たる税収は、上位の所得階層あるいは少数の上位資本規模の法人からあげているか、それとも多数を占めるその他の所得階層や法人からあげているか。
(政策対応)	課税にあたっては、税の支払能力（担税力）を考慮すべきか、それとも公共サービスから受ける利益をも考慮すべきか。

		主 た る 税 収	
		上位少数者	その他多数者
公 平 負 担	応 能 原 則	立場 1	立場 2
	応 能 益 ・ 原 則	立場 3	立場 4

立場 5

## 《 角 答 》

## ＜立場 3 を選択＞

① 主たる税収は、その他の所得階層や法人ではなく、上位の所得階層あるいは少数の上位資本規模の法人からあげている。勤労者世帯の家計調査からは、直接税、間接税、社会保険料の各負担を 5 分位の収入階級別に合計するならば、世帯当たりの負担は収入階級の上半分が下半分の 2 倍以上の負担となり、多くは上位の収入階級が納めていることがわかる（ここでは、法人税負担の、株主あるいは消費者への転嫁については、考慮していない）。

② 課税にあたっては、税の支払能力のみならず、公共サービスから受ける利益をも考慮すべきである。わが国では、税はもっぱら国に納め、公共サービスは主として地方団体から受け取るので、住民には租税を公共サービスの価格と見なす習慣はない（定額税の採用も部分的）。他方、応能原則では、公共サービスから受ける個人の利益を考慮しないといわれるのだが、わが国の納税者は社会の利益を考慮して納税してきたように思われる。地域間競争の時代には、税の受取と負担を分離させることによって今や浪費的となった上のシステムを、各地域が地域社会の異なる利益を考慮することができるよう改めねばならない。

③ 立場 3 は、上位の所得階層あるいは少数の上位資本規模の法人からあげている、公共サービスから受ける利益をも考慮すべきであるとすることによって、全国であれ各地域であれ、国民国家の税収の偏りを生かして社会の利益に応えることを豊かな者の責務と考えよと主張するものである。

④ 立場 3 は、その他の所得階層や法人からあげている、あるいは税の支払能力のみ考慮すべきであるとする他の立場と比して、国民というものを資本家的搾取の対象ではなく、税を納めるべき存在と認識するが故に、優位である。